

# 議 事 録

## 第 18 期名護市農業委員会 第 9 回 総 会

令和 6 年 5 月 28 日 (火)

名護市農業委員会 第9回総会

開催日時 令和6年5月28日(火) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	×
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	宮城 二郎	○	11番	比嘉 政昭	◎	12番	川野 圭輔	◎

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲	×	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	×
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第49号 農用地利用集積計画の意見決定について
  - 第50号 非農地証明願について
  - 第51号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について
  - 第52号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

(開会)

議長 皆さん、おはようございます。ただいまより、令和6年度第18期第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日3番、13番、24番さんが欠席です。本日の議事録署名人は11番さんと12番さんです。それでは総会を進めていきます。よろしくお願いいたします。また、書記には事務局職員を指名いたします。

では、これより「第9回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

議長 議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

局長 お手持ち資料1ページより議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明させていただきます。案件は2件。詳細につきましては、担当より行います。よろしくお願いいたします。

事務局 整理番号1番から説明していきます。1番源河の2筆、登記地目は畑で、面積は10,469㎡。3条無償移転の申請です。受人は新規就農。従事者5名、従事日数は、本人が250日です。予定作物はマンゴーとなっております。すでにマンゴーは植付されている状態で作物はそのまま引き継ぐ形での就農になります。当初、JAの補助を受けながらマンゴーの植えつけをしていたが、途中で耕作を辞め、そのまま引き継いだという形になります。引き継いだ当初も、3条の許可を得て法人に譲渡しましたが、登記をせずに営農していた経緯がございます。その後いくつかの法人が営農を始めては断念を繰り返し、次々に実質の所有権移転はされていたんですが、その後も登記されずという状況となっております。実質は先日まで営農していた法人から今回の譲受人への売買となりますが、今回の申請は形式上登記簿記載の所有者が譲渡人となり、譲渡人と譲受人との間の金銭のやり取りは無いため、無償移転とさせていただきます。

整理番号2番 呉我1筆、登記地目は畑で、合計面積2,451㎡。従事者2名、従事日数は、本人が200日、妻が150日、合計350日。規模拡大のための3条有償移転。予定作物は島バナナとなっております。

今月の議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について以上になります。

議長 農地法第3条の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 無いようなので可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)

議長 次の議題へ移ります。事務局より議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明をお願いいたします。

局長 続きまして、お手持ち資料の2ページからになります。議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について案件が7件ございます。詳細につきましては、担当より行います。お願いいたします。

事務局 整理番号1番 為又の2筆 登記地目田で合計面積966.00㎡。所有権移転、転用目的が貸重機ヤードとなっております。こちら譲受人が代表取締役を務める株式会社が許可後に借りてヤードとして使用するという形になっているため、借受確約書の方もいただいております。農地区分につきましては、第2種農地、一団農地は0.7haとなっております。

整理番号2番 親川の1筆 登記地目田で面積80.00㎡。所有権移転、転用目的が駐車場となっております。申請人は申請地の隣で和食屋を営んでおり、その駐車場として既に利用されている様子でしたので始末書の方をつけていただいております。農地区分につきましては、第2種農地、一団農地は0.1haとなっております。

整理番号3番、親川1筆、登記地目田、面積1,223.00㎡。所有権移転、転用目的が共同住宅となっております。本申請は確約書付きとなっており、譲受人が所有権移転で取得はしますが、実際共同住宅が建った後は管理者が借りて運営をするという事となっております。農地区分につきましては、先ほどと同様第2種農地で、一団農地は1haとなっております。

整理番号4番、宇茂佐の5筆、登記地目が田と畑で、面積が合計605.00㎡、所有権移転、転用目的が建設業ヤードとなっております。こちらにつきまし

ても借受確約書付きとなっており、許可後に別の法人が借りてヤードとして利用する予定となっております。申請地はすでにヤードとして整備・利用されているような状態であった為、始末書をつけていただいております。農地区分につきましては、第2種農地、一団農地は0.1haとなっております。

整理番号5番 宇茂佐の1筆、登記地目が畑、面積が258.00㎡、所有権移転、転用目的が貸駐車場となっております。譲受人が建設業者の代表となっており、業者事務所の駐車場として利用する計画となっております。こちらにつきましても既に利用されていましてので始末書をつけていただいております。農地区分につきましては、第2種農地、一団農地は0.1haとなっております。

整理番号6番 宇茂佐の1筆、登記地目が畑、面積が72.00㎡、所有権移転、転用地目が一般住宅となっております。申請地は既に譲受人のお母様が1階は美容室、2階は住宅として20年前から使用しているということで譲受人の母親からの借受の確約書と始末書の方もつけていただいております。農地区分につきましては、第2種農地、一団農地は0.1haとなっております。

整理番号7番 久志の1筆、登記地目が畑、面積が196.00㎡、所有権移転、転用目的が貸資材置場となっております。こちらも借受確約書をつけていただいております。農地区分につきましては、第2種農地、一団農地は2haとなっております。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請について以上になります。

議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 先日の現地調査の際にも話したのですが今回の始末書付きの案件が多いという風に感じました。特に最近是不動産が書類の提出、行政書士がちゃんと提出して下さい。という風になったように不動産関係、土木関係の人の周知するような取り組みも考えてほしいです。

事務局 今回、始末書付きになっている土地に関しましては、地目が農地ですが既に農地以外の使用がされている状況になっており、本来であれば農業委員会として毎年の利用状況調査で確認をしたうえで違反指導を行うべきです。し

かし利用状況調査で地目が農地でも調査から抜けている所も何件かありましたので、調査に際して対象筆の抜け落ちがないよう今後の改善を試みます。

議長 他に質疑はございませんか。

委員 確約書の必要性はあるんですか。

事務局 基本的に目的が貸駐車場や貸資材置場のよう、許可後に譲受人が他の方に貸す場合には利用の確実性を担保するために借受確約書はつけていただいております。県からも実際に求められています。

委員 例えば、他の駐車場にも「貸」ってつける事はあるんですか。

事務局 業者等が利用するのではなく、コインパーキングのように不特定多数の方が使う駐車場の計画でしたら確約書は必要ありません。

議長 他に質疑はないですか。質疑が無いようなので議案通り可としてよろしいですか。

委員 異議なし

#### (第 49 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 次の議題へ移ります。事務局より第 49 号農用地利用集積計画の意見決定について説明をお願いいたします。

局長 続きまして、お手持ち資料の 5 ページになります。議案 49 号農用地利用集積計画の意見決定について。今回の利用権設定の譲渡人が 11 名、譲受人の方が 13 名となっております。詳細の方は担当より行います。宜しくお願い致します。

事務局 整理番号 1 番 2 番 饒平名の 2 筆、登記地目畑、合計面積 4,713 m<sup>2</sup> こちら利用権の使用賃借から所有権移転、予定作物がパイン。1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 3 番 為又の 1 筆、登記地目畑、面積 1,749 m<sup>2</sup>、5 年間の賃借権、予定作物がアテモヤ。1 人で 150 日の従事になります。

整理番号 4 番 5 番 天仁屋の 2 筆、登記地目畑、合計面積 13,793 m<sup>2</sup>、5 年間の賃借権、予定作物はサトウキビ。こちらは再設定で、1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 6 番 饒平名 1 筆、登記地目畑、面積 672 m<sup>2</sup>、1 年間の使用賃借、予定作物はパイン。1 人で 250 日の従事になります。所有権移転を予定されています。

整理番号 7 番から 9 番 幸喜の 3 筆、登記地目畑、面積 7,939 m<sup>2</sup>、5 年間の賃借権、予定作物が牧草。2 人で 250 日の従事になります。

整理番号 10 番 7 番から 9 番と同じ 幸喜の 1 筆、登記地目畑、面積 943 m<sup>2</sup>、1 年間の賃借権、予定作物は牧草。2 人で 250 日の従事になります。

整理番号 11 番から 12 番 伊差川の 2 筆、登記地目畑、面積 7,033 m<sup>2</sup>、6 年間の賃借権、予定作物がパイン・野菜。1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 13 番から 14 番 済井出の 2 筆、登記地目畑、合計面積 6,861 m<sup>2</sup>、3 年間の賃借権、予定作物がサトウキビ。こちらも再設定、1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 15 番から 16 番 運天原の 2 筆、登記地目畑、合計面積 5,239 m<sup>2</sup>、5 年間の使用賃借、予定作物が野菜。再設定、1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 17 番 18 番 名護の 2 筆、登記地目畑、合計面積 7,802 m<sup>2</sup>、5 年間の賃借権、予定作物が野菜。再設定、1 人で 150 日の従事になります。

整理番号 19 番から 21 番 仲尾の 3 筆、登記地目田、合計面積 1,825 m<sup>2</sup>、3 年間の賃借権、予定作物がキク。こちら再設定、2 人で 250 日の従事になります。

整理番号 22 番 我部の 1 筆、登記地目畑、面積 3,606 m<sup>2</sup>、5 年間の賃借権、予定作物パイン。こちら再設定、1 人で 250 日の従事になります。

整理番号 23 番から 26 番 数久田の 4 筆、登記地目畑、合計面積 6,781 m<sup>2</sup>、4 年 9 か月の賃借権、予定作物は牧草。こちら再設定、1 人で 250 日の従事にな

ります。

整理番号 27 番から 31 番 饒平名の 5 筆、登記地目畑、合計面積 1,008 m<sup>2</sup>、2 年間の使用貸借、予定作物はトルコキキョウとなっております。ハウス部分だけの内面積となっております。1 人で 250 日の従事になります。

今月の利用権は以上になります。

議長 農用地利用集積計画について質疑はございませんか。質疑が無いようなので議案通り可としてよろしいですか。

委員 異議なし

#### (第 50 号 非農地証明願について)

議長 次の議題へ移ります。事務局より議案第 50 号非農地証明願について説明をお願いいたします。

局長 続きまして、お手持ち資料の 8 ページからになります。議案第 50 号非農地証明願について。案件は 8 件ございます。詳細の方は担当より行います。よろしくをお願いいたします

事務局 議案第 50 号非農地証明願について 1 番から説明していきます。  
整理番号 1 番 為又の 1 筆 登記地目田 面積 278.00 m<sup>2</sup> 申請者による非農地の事由としましては、当該申請地は、進入路のない袋池で 40 年以上前から農地として利用されておらず、農地としての有効活用が困難な場所であるとのことでした。調査員の意見宜しくをお願いいたします。

調査員 申請地は宅地に囲まれており、土地自体はまだ利用できるようでした。また事務局の方から隣地は同じ所有者で隣地からの進入は可能だとされています。それを踏まえたうえで当該申請地は利用可能と思われる為、農地としての利用は困難ではないと考えます。調査委員の意見は以上となります。皆さんの質疑の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり否決としてよろしいですか。



委員 異議なし

事務局 整理番号2番 為又の1筆 登記地目畑 面積5,449.00㎡ 申請者からの非農地の事由としましては、申請地は、山林化した土地で高地にあり農地としての利用は困難であるとのことでした。調査員の意見宜しくお願い致します。

調査員 当該申請地は農地として利用は困難と思われる為、可決相当と判断しました。調査委員の意見は以上です。皆さんの質疑の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。

委員 農用内となっているんですが、以前に何かあったりしたんですか。農用内でこんなに大きい土地、今みたら山になっているので。

事務局 以前にこちらの土地は農地として利用していた履歴は確認できませんでした。

議長 他に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり可決でもよろしいですか。

委員 異議なし

事務局 整理番号3番 為又の3筆 登記地目田・畑 合計面積18.68㎡ 申請者からの非農地の事由としましては、申請地は、30年以上前より自動車板金工場の一部として使用しており農地としての利用は困難であるとのことでした。調査員の意見をお願い致します。

調査員 当該申請地は農地としての利用は困難と思われる為、こちらの農地は可決相当と判断しました。調査委員の意見は以上です。皆さんの質疑の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり可決でもよろしいですか。

委員 異議なし

事務局 整理番号4番 親川の1筆 登記地目畑 面積が8.38㎡ 申請者からの非農地の事由としましては、申請地は平成21年に道路工事によって分断された土地の残地であり、建物と道路に挟まれた横溢で小面積の土地である。農地としての有効活用は困難な土地であるとのことでした。調査員の意見をお願いいたします。

調査員 この申請地は約8㎡で、周りの状況を見て利用は困難であるということで調査委員にとっては農地として利用できないと判断し可決相当であると判断しました。皆さんの審議の方をお願い致します。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり可決でもよろしいですか。

委員 異議なし

事務局 整理番号5番 呉我の1筆 登記地目田 面積が1,246.00㎡ 申請者による非農地の事由としましては、申請地は隣接地の進入路として利用しており、一部に貸資材置場として他者に無断使用されているが、永年耕作はされておらず大部分は雑木、雑草が茂っており農地としての有効活用は困難な土地であるとのことでした。今の地主さんは相続によって土地を取得していて被相続人も管理しておらず、状況がどうなっているかきちんと把握できていないという事で今回申請に至っているという状況です。調査員の意見をお願いいたします。

調査員 現状資材置場として利用されています。現況は一部原野ですが農地の見込みはあると感じました。転用申請出されておらず、違反転用との報告を受けたとのこと。今後、事務局による対応をお願いいたします。当該申請地利用は可能と思われる為、否決相当であると判断しました。以上で調査委員の方からは以上となります。皆さんの審議の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。

委員 指導を行う場合は、地主に対しての指導という事でよろしいですか。

事務局 はい。管理責任者である地主さんへの指導になります。

議長 他に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり否

決でもよろしいですか。

委員 異議なし

事務局 整理番号6番 久志の1筆 登記地目畑 面積が337.00㎡ 申請者による非農地の事由としましては、申請地は進入路のない袋地で20年以上前から農地としての利用はなく、現況は隣地と一体化した原野となっている。所有者自身高齢であり、後継者もいないため農地として回復し利用することは困難である。調査員の意見をお願いいたします。

調査員 当該申請地は進入が困難で山林化しており、農地としての利用は困難と思われる為、こちらの農地は非農地と判断しました。調査委員の意見は以上です。皆さんの質疑の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり可決でもよろしいですか。

委員 異議なし

事務局 整理番号7番 済井出の1筆 登記地目畑 面積が120.0㎡ 申請者による非農地の事由としましては、申請地は13年ほど前より墓地として利用しており、隣接地も墓が多く建てられており農地としての利用は困難であるとのことでした。調査員の説明をお願いいたします。

調査員 申請地は現状、墓地として使用されておりました。土地が平たんで隣接地に農地として利用できる土地確認ができ、農地として利用できると感じました。本件、転用申請をされておらず違反転用状態との報告を受けております。今後、事務局による指導の方をお願いいたします。調査委員の意見は以上となります。皆さんの質疑の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり否決でもよろしいですか。

委員 異議なし

事務局 整理番号8番 大中の1筆 登記地目畑 面積が89.00㎡ 所有者による非

農地の事由としましては、申請地は沖縄県の道路拡張工事によって分断さんされた土地の残地である。申請地は市街地に位置する土地で20年間以上経過しているとのことでした。調査員の説明をお願いいたします。

調査員 申請地は道路沿いにあり、農地としては困難と感じました。現状申請地の奥にある車庫の進入路として利用されており、周囲の市街化の状況を鑑みても農地として今後は利用が出来ないのかなという事で許可相当と判断しました。調査委員の意見は以上です。みなさんの審議の方をお願いいたします。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり可決でもよろしいですか。

委員 異議なし

(第51号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

議長 議案第51号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。

局長 続きまして、お手持ち資料の12ページからになります。議案第51号農用地利用促進計画案に関する意見決定について。案件は3件ございます。詳細につきましては担当より行います。宜しくお願い致します。

事務局 整理番号1番 譲渡人から公益財団法人沖縄県農業振興公社へ10年間の中間管理権、沖縄県農業振興公社から譲受人へ10年間の賃借権 饒平名の1筆 登記地目畑 面積2,001.00㎡ こちら更新案件になりまして、利用目的が牧草になります。受け手と同行し確認を行った委員から受け手の説明をお願いいたします。

委員 受け手は県広域認定農業者で畜産施設が本部町にあり、名護市においては屋我地・羽地・名護地区で牧草を栽培しております。以上です。

事務局 整理番号2番 古我知の1筆 譲渡人から沖縄県農業振興公社へ10年間の中間管理権、沖縄県農業振興公社から譲受人へ10年間の賃借権 耕作物は水稲です。こちら3番も隣接地ですのでそのまま説明させていただきます。

整理番号3番 古我知の畑1筆 譲渡人から沖縄県農業振興公社へ10年間の

中間管理権、沖縄県農業振興公社から譲受人へ10年間の賃借権 予定作物は水稲です。同行頂いた委員は説明の方お願い致します。

委員 受け手は、認定農業者で羽地地区において営農されております。予定作物は水稲やドラセナ・野菜等を栽培しています。今回の農地では水稲を作付するとの事でした。

事務局 今月の農用地利用促進計画案は以上になります。

議長 ただいまの議案に質疑はございませんか。質疑が無いようなので調査員の意見のとおり可決でもよろしいですか。

委員 異議なし

#### (第 52 号 令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について)

議長 議案第 52 号令和 5 年度目標及び活動について、詳細の方は事務局の方から説明がございます。お願いいたします。

事務局 ご説明いたします。まずは、1 ページの農業委員会の状況につきましては、例年通りとなりますので説明は割愛させていただきます。続きまして 2 ページ、2 最適化活動の実施状況になります。1 最適化活動の成果目標 (1) の農地の集積①現状及び課題ですが、R4 年度実績、192.26ha となっておりますが、この数値は認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営の 4 区分に集積した面積となっております。もどりまして中段の③実績になります。今年度の新規集積面積は 83.99ha、今年度末の集積面積は 276.25ha、集積率は 22.46% となっております。農業委員会の点検結果には、【令和 5 年度はこれまでの体制を見直し、市農政の利用権・促進計画担当者と常時情報交換を行い、農地あっせんについても同担当者や農業委員・推進委員と連携を図り担い手への農地集積に引き続き取り組んで欲しい。】と記載しております。

つづきまして、(2) 遊休農地の発生防止・解消につきましては、毎年の利用状況調査の結果を入力しております。3 ページの上の方、③実績ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消においては、解消実績として 47.01ha となっております。イ新規発生遊休農地の解消 前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積については、面積 24.5ha となっております。農業委員会の点検結果には、【耕作が再開される他、転用や非農地判断等により遊休農地面積は減少している一方で、意向調査では今後の耕作が見込めないものの他人への

譲渡を避けようとする傾向が見られ、今後遊休地化が進む農地が増加する恐れがあるため、対応策を検討する】と記載しております。

つづきまして（3）新規参入の促進ですが、4ページの上段③実績になりますが、新規参集者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積、こちらは売買賃借希望者で相手を探して欲しいと回答した農地の合計面積を記入しております。農業委員会の点検結果については、【これまで整理できていなかった利用意向調査の結果について、R5年度意向調査で貸付希望のあった農地を地図・リスト化したものを作成し、窓口に備えることができた。これにより新規参入者への貸付等についても、今後はスムーズに進めていくことが可能になると考えられる。】と記載しております。

つづきまして、2最適化活動の活動目標になりますが、月当たり活動日数の平均が、R4は5.01日、R5は6.46日となっております。5ページ目の一番下の推進委員等の点検・評価結果においては、月10日を目標としておりますので、25人を4区分に分けて評価した結果、評語については、【目標に対して期待をやや下回る結果となった】としております。農地の見守り、農家への声掛け、個別訪問、打合せなどを短時間でも活動してましたら、遠慮せずに記録して報告のほうを宜しく願います。活動強化月間の回数と新規参入相談会への参加回数は例年どおり、4回と1回となっております。今後、相談会だけの単独開催ではなく、イベントや勝山軽トラ市、屋我地島朝市など生産者と消費者が集まる場においても相談会が開催できないか検討したいと考えております。

6ページの3事務の実施状況においては、農地法第3条に基づく1年間の処理件数、うち許可件数、農地転用に関する1年間の処理件数については資料のとおりとなっております。

説明は以上です。

#### （報告 農地法第3条許可の取消し願いについて）

議長 農地法第3条許可申請取消し願いについての報告が1件ございます。お願いいたします。

事務局 農地法第3条許可申請取消し願いについての案件が出ておりますので報告いたします。呉我1筆 登記地目畑 面積3,824.00㎡ 取消し理由としましては税金の関係。以上です。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これをもちまして、第9回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

野原朝行

署名委員 (比嘉 政昭)

比嘉政昭

署名委員 (川野 圭輔)

川野圭輔